

詔証官任色(六八)

内閣人 第六〇号

起案

平成六年四月一日

決定	平成六年四月一日
上奏	平成六年四月一日
裁可	平成六年四月一日

施行

平成六年四月一日
平成六年四月一日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五

内閣總務官



麻生 國務大臣

田村 國務大臣

小野寺 國務大臣

古屋 國務大臣

新藤 國務大臣

林 國務大臣

甘利 國務大臣

森 國務大臣

谷垣 國務大臣

茂木 國務大臣

稲田 國務大臣

山本 國務大臣

岸田 國務大臣

太田 國務大臣

菅 國務大臣

下村 國務大臣

石原 國務大臣

根本 國務大臣

五

五

五

五

伊崎典子  
平石好伸

内閣

特命全權大使に任命する

特命全權大使

富永純正

願に依り本官を免ずる

(以上四月十五日付)

水谷章

坂井眞樹

淵上隆

ブルネイ国駐節を命ずる	特命全權大使	伊 岐 典 子
ジンバブエ国駐節を命ずる	同	平 石 好 伸
モザンビーク国駐節を命ずる	同	水 谷 章
ミクロネシア国兼マーシャル国駐節を命ずる	同	坂 井 眞 樹
ドミニカ共和国駐節を命ずる	同	淵 上 隆

(以上4月15日付発令予定)

外人第4647号  
平成26年4月11日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

外務大臣 岸田文雄



閣議決定人事について

別紙のとおり発令を願います。

外務省

伊 岐 典 子

平 石 好 伸

水 谷 章

坂 井 眞 樹

淵 上 隆

特命全権大使に任命する

(コンゴ民主共和国兼コンゴ共和国駐箚) 特命全権大使 富 永 純 正  
願に依り本官を免ずる

(以上4月15日付発令)

おって、伊岐にはブルネイ国駐箚、平石にはジンバブエ国駐箚、水谷にはモザンビーク国駐箚、坂井にはミクロネシア国兼マーシャル国駐箚、淵上にはドミニカ共和国駐箚を命ずる

履 歴 書

本籍	[Redacted]							出生年月日	昭和三十一年三月二日生
								氏名	伊岐典子
出生地	[Redacted]							旧氏名	[Redacted]
年号	昭和五三	一〇	二五	事	項	省	庁	名	
五三	一〇	二五	国家公務員採用上級試験(法律)合格						
五四	三		東京大学法学部卒業						
五五	四	一	労働事務官(労政局労働法規課)に採用する						
	四	一	東京労働基準局監督課に転任させる						
	五	一	八王子労働基準監督署第一課に配置換する						
	一二	一	東京労働基準局賃金課に配置換する						
五六	一	一	東京労働基準局監督課に配置換する						
		一六	労働省大臣官房国際労働課に転任させる						

外務省

年号	月	日	事項	省庁名
昭和五七	四	一	婦人少年局婦人労働課に配置換する	
五九	七	一	婦人局婦人政策課に配置換する	
六一	七	一	職業安定局高齢者対策部企画課に配置換する	
六三	一〇	一	職業安定局高齢・障害者対策部障害者雇用対策課障害者雇用専門官に昇任させる	
平成元	四	一	地方事務官山梨県商工労働部職業安定課長に配置換する	
二	一〇	二二	労働事務官婦人局婦人福祉課に配置換する	
四	四	一	婦人局婦人政策課に配置換する	
五	八	九	職業安定局雇用政策課に配置換する	
六	七	一	大臣官房国際労働課に配置換する	
		二	職業安定局高齢・障害者対策部高齢者雇用対策課高齢者能力活用企画官に昇任させる	
七	四	一	大阪婦人少年室長に配置換する	

外務省

年号	月	日	事項	省庁名
平成九	七	一	職業安定局外国人雇用対策課長に昇任させる	
一〇	六	三〇	女性局庶務課長に配置換する	
一三	一	六	厚生労働事務官（職業安定局業務指導課長）に転任させる	
一四	四	一	労働基準局勤労者生活部企画課長に配置換する	
一六	四	一	中央労働災害防止協会職員に採用する	
			総務部長を命ずる	
一八	九	二	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に採用する	
			国立職業リハビリテーションセンター次長を命ずる	
二〇	七	一一	厚生労働事務官（中央労働委員会事務局次長）に採用する	
二一	六	一六	大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭担当）に併任する	
	七	一	兼ねて少子化対策担当を命ずる	
		二四	雇用均等・児童家庭局長に昇任させる	
二二	七	三一	独立行政法人労働政策研究・研修機構職員に採用する	

外務省



履 歴 書

本籍	[Redacted]			出生年月日	昭和三十一年七月五日生		
					氏名	平石好伸	
旧氏名	[Redacted]			出生年月日	昭和三十一年七月五日生		
出生地	[Redacted]			事項	[Redacted]		
年号	月	日	事項	省庁名	[Redacted]		
昭和五四	一〇	二五	外務公務員採用上級試験合格		[Redacted]		
五五	三		早稲田大学政治経済学部政治学科卒業		[Redacted]		
	四	一	外務事務官（大臣官房）に採用する		[Redacted]		
	八	一	中近東アフリカ局に配置換する		[Redacted]		
五六	六	一〇	在連合王国日本国大使館に配置換する		[Redacted]		
			外交官補を命ずる		[Redacted]		
五八	七	一一	国際連合局に配置換する		[Redacted]		
六一	一	一三	条約局に配置換する		[Redacted]		
				外務省			

年号	月	日	事項	省庁名
昭和六一	七	七	条約局国際協定課に配置換する	
六三	八	一	アジア局地域政策課に配置換する	
平成二	一	一六	在プレトリア日本国総領事館に配置換する	
			領事を命ずる	
			在南アフリカ共和国日本国大使館に配置換する	
四	二	一	一等書記官を命ずる	
			国際連合日本政府代表部に配置換する	
五	二	二〇	大臣官房総務課企画官に配置換する	
七	八	一	アジア局地域政策課に併任する	
			大臣官房に配置換する	
			国際連合大学（東京）に派遣する（国連大学学長補佐官）	
			経済局国際経済第一課海洋室長に配置換する	
九	八	一	大臣官房領事移住部外国人課長に昇任させる	
一一	一	一八		

外務省

		年号	月	日	事 項	省 庁 名
		平成一二	九	一		
	一三	一	六	内閣府事務官(国際平和協力本部事務局参事官)に転任させる		
	一四	八	一	外務事務官(在タイ日本国大使館)に転任させる		
	一六	一	一	参事官を命ずる		
	一八	六	一五	タイ国駐箭特命全権大使を補佐しタイ国に在勤する期間公使の名称を与える		
				軍縮会議日本政府代表部に配置換する		
				軍縮会議日本政府代表部在勤特命全権大使を補佐し軍縮会議		
				日本政府代表部に在勤する期間公使の名称を与える		
	二一	八	四	参議院参事に任ずる		
				国際部副部長を命ずる		

外 務 省



履 歴 書

年 号	月	日	事 項	省 庁 名	本 籍	
					出生年月日	氏 名 旧 氏 名
昭和五四	一〇	二五	外務公務員採用上級試験合格		昭和三二年一月三日生	水谷 章
五五	三		一橋大学法学部卒業			
	四	一	外務事務官（大臣官房）に採用する			
	八	一	欧亜局に配置換する			
五六	一	五	情報文化局に配置換する			
	六	一〇	在ドイツ連邦共和国日本国大使館に配置換する			
			外交官補を命ずる			
五八	七	一	在ベルリン日本国総領事館に配置換する			

外 務 省

外務省	年号	月	日	事項	省庁名
		昭和六〇	八	一	副領事を命ずる
	六二	七	一五	情報調査局に配置換する	
	六二	八	一	国際連合局社会協力課に配置換する	
	平成二	八	一	経済局海洋課に配置換する	
	四	八	三	在ドイツ日本国大使館に配置換する	
				一等書記官を命ずる	
	七	五	一五	大臣官房領事移住部領事移住政策課に配置換する	
	九	一	一六	総合外交政策局科学原子力課国際科学協力室長に昇任させる	
	一〇	九	一四	東宮侍従に任命する	
	一二	一〇	一	外務事務官（大臣官房領事移住部邦人保護課長）に採用する	
	一四	一	一五	大臣官房に配置換する	
				内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する	

外務省	事項										
	年号	月	日	事項	省庁名						
	平成一四	九	一	内閣官房情報セキュリティ対策推進室室員を命ずる(一四・一)							
				在トルコ日本国大使館に配置換する							
				参事官を命ずる							
	一六	一	一	トルコ国駐劄特命全権大使を補佐しトルコ国に在勤する期間							
				公使の名称を与える							
		七	二〇	在ドイツ日本国大使館に配置換する							
				ドイツ国駐劄特命全権大使を補佐しドイツ国に在勤する期間							
				公使の名称を与える							
	一九	七	一	在パキスタン日本国大使館に配置換する							
				パキスタン国駐劄特命全権大使を補佐しパキスタン国に在勤する期間公使の名称を与える							
	平成二一	九	一五	国立大学法人一橋大学職員に採用する							

											年号					
											月					
											日					
											事					
											項					
											省庁名					
											二六	四	一五	辞職を承認する		
											二三	四	一	教授（大学院法学研究科）を命ずる 外務事務官（在ミュンヘン日本国総領事館総領事）に採用する		

外務省

履 歴 書

本籍								出生年月日	昭和三十一年五月二十七日生
								氏名	坂井眞樹
出生地								旧氏名	
年号	昭和五五	昭	和	五	五	五	五	省 庁 名	
年 号	五 六	五	六	五	六	五	六		
月	三	三	四	一	〇	八	一		
日									
事 項	国家公務員採用上級試験（経済）合格 東京大学経済学部卒業 農林水産事務官（農蚕園芸局繭糸課）に採用する 経済局国際部国際経済課に転任させる 構造改善局総務課に転任させる 大臣官房秘書課付に転任させる 水産庁漁政部水産流通課に転任させる 大臣官房秘書課監査官に転任させる								
平成二	一〇	二	九	一六	八	一	六		
外務省									

外務省	年号			月			日			事項	省庁名
	年	月	日	年	月	日	年	月	日		
	平成	六	四	一						大臣官房予算課に配置換する	
		九	四	一						農産園芸局総務課調査官に昇任させる	
		一〇	四	一						農産園芸局総務課付に配置換する	
			五	一六						外務事務官（在アメリカ合衆国日本国大使館）に転任させる	
										参事官を命ずる	
		一三	六	二九						農林水産事務官（大臣官房付）に転任させる	
			七	六						総合食料局国際部国際調整課長に配置換する	
		一五	七	一						大臣官房国際部国際調整課長に配置換する	
		一六	一	一三						消費・安全局消費・安全政策課長に配置換する	
		一七	一	一一						水産庁漁政部企画課長に転任させる	
		一九	七	一〇						水産庁漁政部漁政課長に配置換する	
		二〇	四	一						大臣官房企画評価課長に転任させる	
			八	一						大臣官房政策課長に配置換する	

外務省

年号	月	日	事項	省庁名
平成二一	一	五	大臣官房参事官に昇任させる	
			消費・安全局に併任する（二一・七）	
			経営局に併任する（二三・八）	
	七	一四	大臣官房政策評価審議官に配置換する	
二三	八	二	大臣官房国際部長に配置換する	
	一二	二六	内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（二五・四）	
			内閣総務官室に併任する（二四・一二）	
			内閣官房国家戦略室室員を命ずる（二四・一二）	
	二五	一	大臣官房統計部長に配置換する	
	二六	一	大臣官房付に配置換する	
		一五	辞職を承認する	

履 歴 書

外務省	本籍	[Redacted]						
	出生地	[Redacted]						
	年号	昭和五四	五八	六一				
	月	三	四	三				
	日			一				
	事 項	筑波大学大学院地域研究研究科修士課程修了	在パラグアイ日本国大使館（専門調査員）	外務事務官（在パラグアイ日本国大使館）に採用する	三等書記官を命ずる	中南米局中南米第二課に配置換する	在ヴェネズエラ日本国大使館に配置換する	二等書記官を命ずる
省 庁 名	昭和二六年五月二六日生							
氏 名	淵 上 隆	[Redacted]						
旧 氏 名	[Redacted]							
出生年月日	昭和二六年五月二六日生							
平成 二	四	五	一〇					
六	九	六						

外務省	年号	月	日	事項	省庁名
	平成九	四	一	一等書記官を命ずる	
	九	二五	在スペイン日本国大使館に配置換する		
	一三	三六	中南米局中南米第一課に配置換する		
	一五	一一	専門官に指名する		
		八	上席専門官に指名する		
	一六	二二〇	在バルセロナ日本国総領事館に配置換する		
			領事を命ずる		
	一八	一四	在ニカラグア日本国大使館に配置換する		
			一等書記官を命ずる		
	二二	一〇二六	中南米局中米カリブ課地域調整官に転任させる		
	二四	九一	在バルセロナ日本国総領事館総領事に昇任させる		
	二六	一五	辞職を承認する		

退官願

平成 年 月 日

特命全權大使

内閣総理大臣 安倍晋三 殿



外務省	年号	月	日	事項	省庁名
	昭和五七	五	一	三等書記官を命ずる	
六一	五	一	在フランス日本国大使館に配置換する		
	一〇	一	二等書記官を命ずる		
平成元	一	三〇	中近東アフリカ局アフリカ第一課に配置換する		
	一二	一	在中央アフリカ日本国大使館に配置換する		
			二等書記官を命ずる		
			中級に登用する（昭和五五年度入省扱）		
五	四	一	在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部に配置換する		
七	七	一五	一等書記官を命ずる		
八	四	一	経済協力局技術協力課に配置換する		
一〇	三	一六	経済協力局政策課国際緊急援助室に配置換する		
一一	八	一八	在ベルギー日本国大使館に配置換する		
一二	九	一	一等書記官を命ずる		

外務省	年号			月			日			事項	省庁名
	年	月	日	年	月	日	年	月	日		
	平成二六	一	一〇							在カメルーン日本国大使館に配置換する	
	一九	二	二六							中東アフリカ局アフリカ第一課に配置換する	
										上席専門官に指名する	
	二〇	八	一							中東アフリカ局アフリカ第一課地域調整官に昇任させる	
										内閣府事務官（大臣官房国際課野口英世アフリカ賞担当室長）に併任する（〓二一、九）	
	二一	九	一							内閣府事務官（大臣官房企画調整課野口英世アフリカ賞担当室長）に併任する（〓二二、八）	
	二二	八	五							在モロッコ日本国大使館一等書記官に転任させる	
	二三	一	一							参事官を命ずる	
	平成二三	九	一							辞職を承認する	